

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

路 線 名	飯能寄居線
供用開始の区間	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字宿口九 六九番地先から同郡同町大字毛呂本郷 字宿口九七三番地先まで
供用開始の期日	令和五年九月二十二日
備 考	令和五年九月二十二日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第八号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一六・一二メー トル